

4. その他（報告・協議等）

（1）人事評価について

- 人事評価制度の改正について協議がなされた。
- ◎昇給に関してはプラスの評価のみ反映させるよう、給与規程の改正を行う。

（2）有給の取得について

- 有給休暇及び特別休暇の取得について協議がなされた。
- ◎年五日の有給休暇取得が義務付けられた為、働き方改革の概要の確認をする。

（3）医師の人事評価について

- 医師の人事評価制度の見直しについて提案および協議がなされた。
- ◎来年度には制度を変更できるよう、今年中に医務部長クラスと後期研修医の給与体系について案を出す。

以上